

三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部 第1回本庁対策本部員会議

日時：令和2年12月29日（火）20時～

場所：プレゼンテーションルーム

1 伊賀市内農場における豚熱患畜の確定について

【資料1】

2 防疫対応について

【資料2】

3 感染拡大防止対策等の強化について

【資料3】

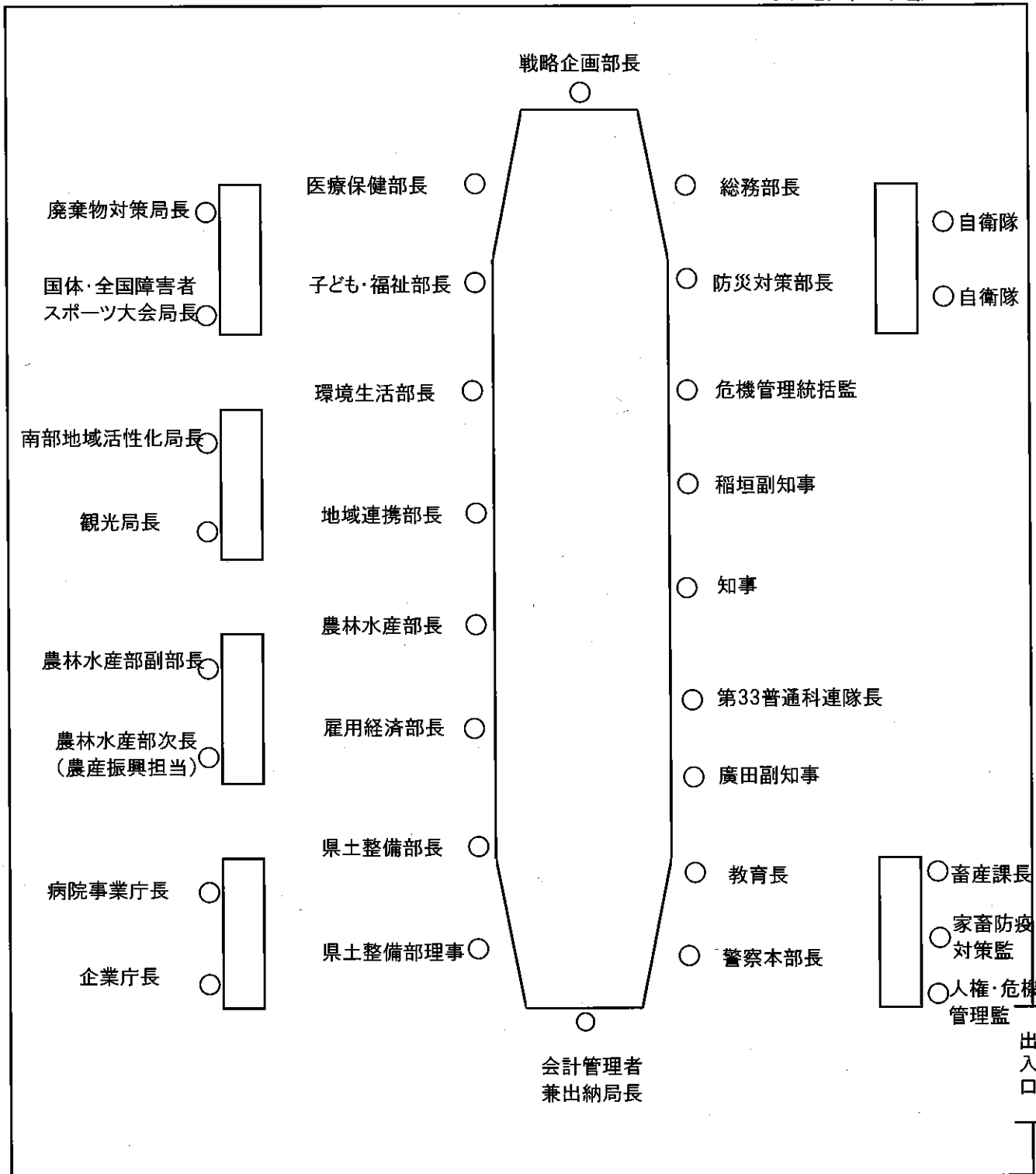
4 防疫対応時における新型コロナウイルス感染防止対策について

【資料4】

5 本部長指示事項

三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部本庁対策本部員会議 座席表

プレゼンテーションルーム



令和2年12月29日
農 林 水 産 部

伊賀市内農場における豚熱患者の確定について

1 患者発生農場の概要

所在地：伊賀市

飼養状況：豚 約6,600頭

2 経緯

日 時	状 況
12月28日(月) 8時14分	当該農場から中央家畜保健衛生所(以下、「家保」という。)伊賀支所に、家きんに異常がある旨通報 内容：離乳豚の発熱(40℃以上)が11頭中9頭あり。 当日の死亡事例が20頭あり
12月28日(月) 15時30分頃	中央家保で検査の結果、10頭中4頭において、ウイルス感染により認められる白血球の減少を確認
12月28日(月) 16時30分頃	中央家保で3頭を解剖した結果、豚熱特有の症状は確認できず
12月28日(月) 23時40分	中央家保での遺伝子検査の結果、14頭中10頭で豚熱陽性を確認
12月29日(火) 10時00分	検体を国の検査機関(動物衛生研究部門〔東京都小平市〕)へ移送
12月29日(火) 17時00分	国から、検査の結果患者と確定した旨連絡があった。

3 今後の予定

日 時	状 況
12月29日(火) 22時00分	殺処分開始

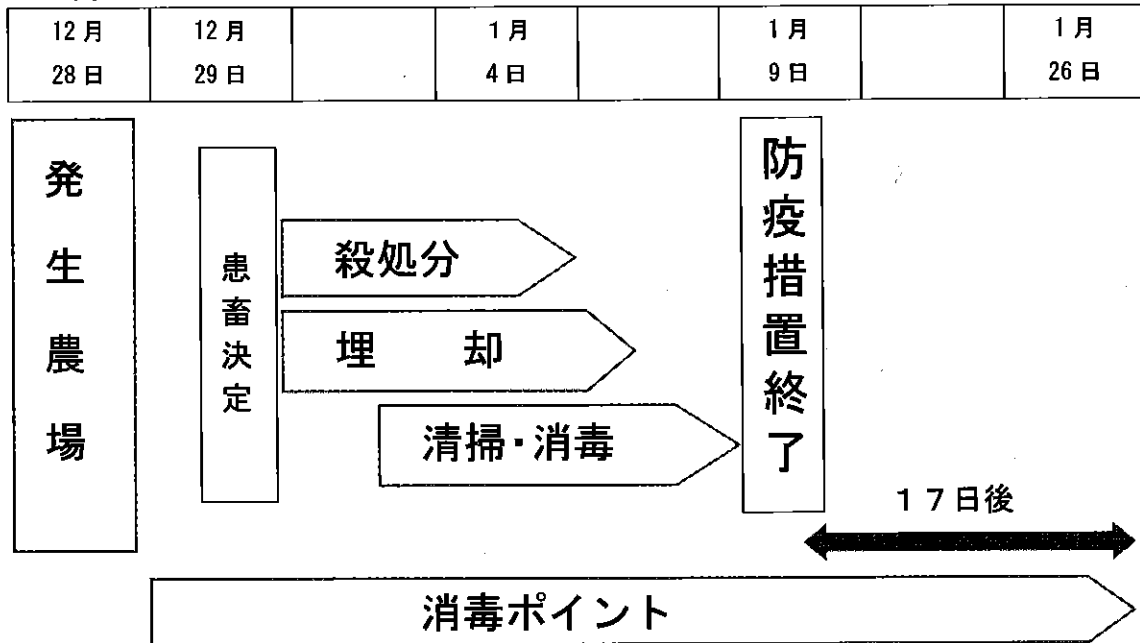
令和2年12月29日
農 林 水 産 部

防疫対応について

1 発生農場の防疫措置

同居豚（約6,600頭）の殺処分、汚染物品の焼埋却及び農場の消毒等

(1) 防疫措置のスケジュール



(2) 防疫措置に係わる作業員動員計画

① 班体制

昼間 県職員30名×3班(90名)、自衛隊35名×1班(35名)

家畜防疫員 15名

夜間 県職員30名×2班(60名)、自衛隊35名×1班(35名)

家畜防疫員 12名

② 作業別内訳

ア 殺処分 : 獣医師: 162名、県職員: 900名、自衛隊: 420名
計: 1482名

イ 清掃・消毒: 獣医師: 84名、県職員: 840名 計: 924名

ウ 埋却 : 県職員: 150名、民間業者: 440名 計: 590名

③ 時期

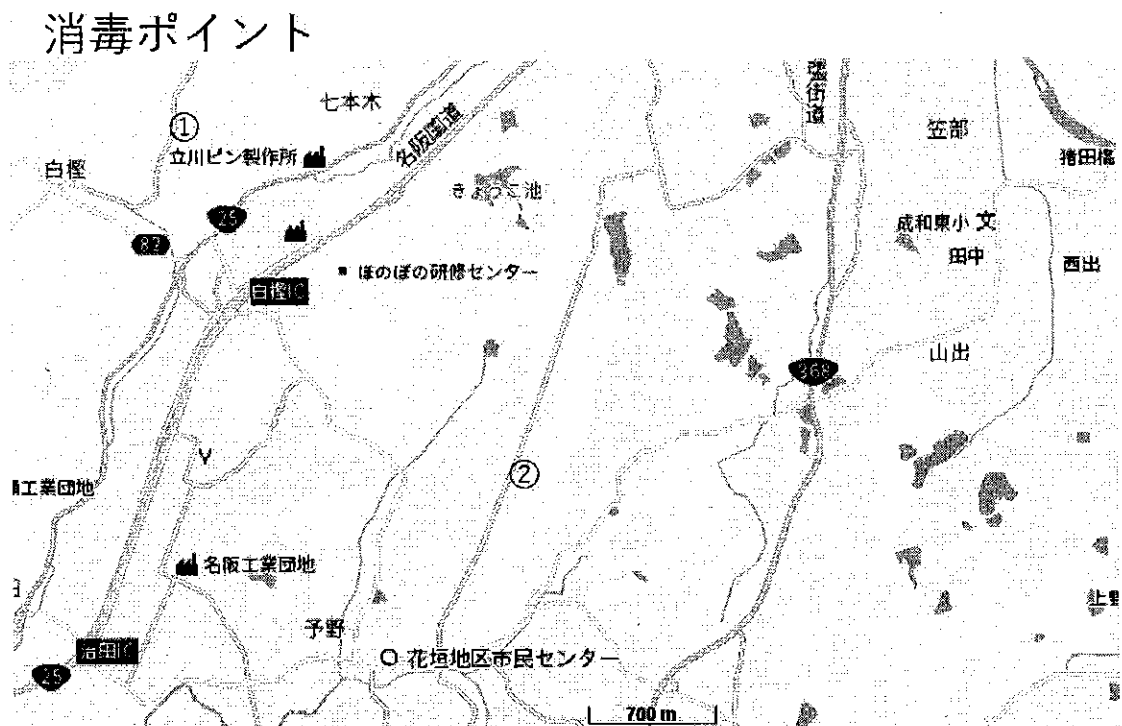
○殺処分開始予定 12月29日22時から

○殺処分終了予定 1月4日24時

○防疫措置終了予定 1月9日24時

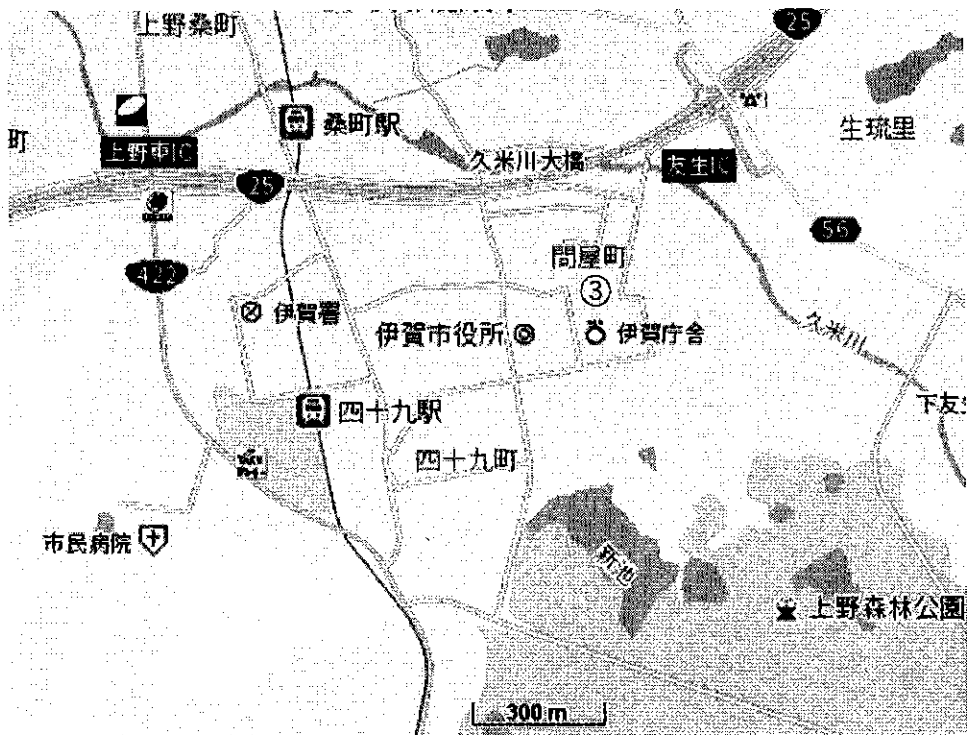
2 消毒ポイントの設置（4カ所）

	消毒ポイント名	場 所	開始時間
①	市道「大野木・白檜線」と市道「岡八幡神社線」との交差点	伊賀市白檜地内	12月29日 18時～
②	伊賀市農村ふれあいセンター	伊賀市予野地内	12月29日 18時～
③	三重県伊賀庁舎	伊賀市四十九町地内	12月29日 18時～
④	伊賀市ふるさと会館いが（旧伊賀町庁舎）	伊賀市下柘植地内	12月29日 18時～



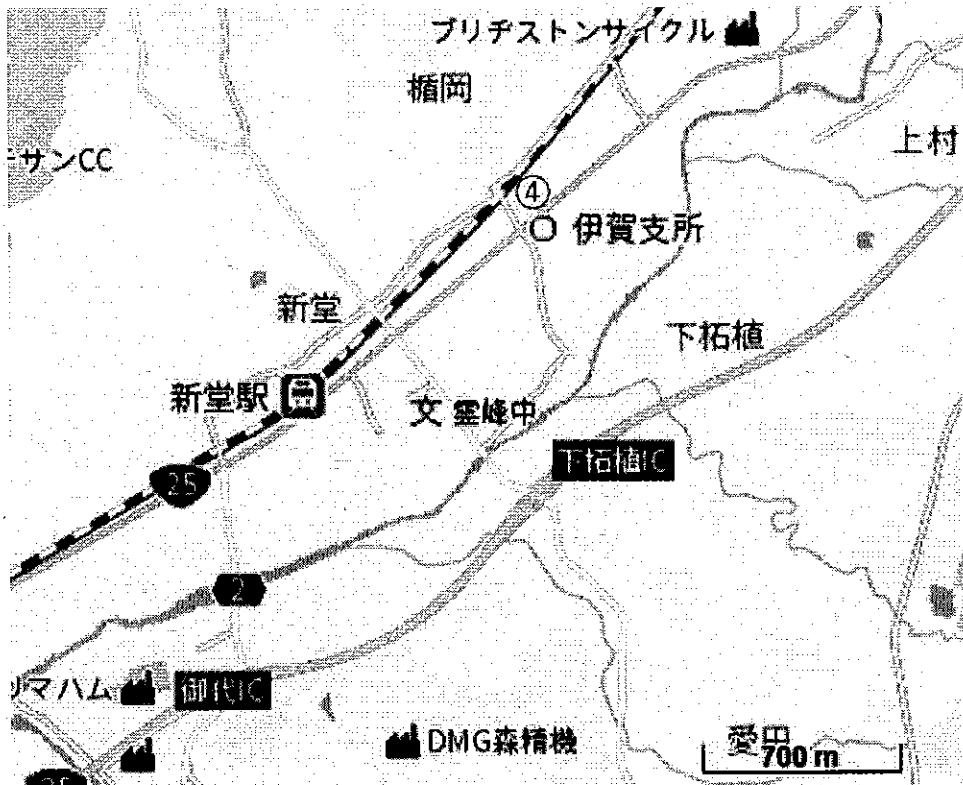
- ① 市道「大野木・白檜線」と市道「岡八幡神社線」との交差点
- ② 伊賀市農村ふれあいセンター（伊賀市予野）

消毒ポイント



③ 伊賀庁舎駐車場

消毒ポイント



④ 伊賀市ふるさと会館いが

令和2年12月29日
農 林 水 産 部

感染拡大防止対策等の強化について

1 養豚農場等における感染拡大防止対策

○飼養衛生管理基準の遵守徹底

- ・人や車両等の出入り対策
- ・畜舎における防鳥ネットの設置
- ・飼養豚等の観察の強化

○小動物も含めた野生動物侵入防止対策の強化

- ・農場における防護柵等の点検及び設置の強化

○野生いのしし対策の強化

- ・経口ワクチン散布エリアでの調査捕獲の強化
- ・散布エリア以外での県主体の指定管理鳥獣捕獲等事業の実施
- ・県内全域での狩猟による捕獲の促進

2 経営支援対策

○畜産業者向けの経営相談窓口の設置

○農林漁業セーフティネット資金への利子助成

○三重県豚熱緊急対策資金への利子補給、保証料の無償化

○家畜疾病経営維持資金（国制度資金）の無利子化

3 風評被害対策

○食の相談窓口の設置

○各市町への「豚熱に関する正しい知識の普及・啓発」依頼

○風評被害発見時の通報依頼、県関係部署への通知

○風評被害防止のための啓発物品の配布

防疫対応時における新型コロナウイルス感染防止対策について

令和2年12月
農林水産部

家畜防疫作業にあたり、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策を徹底するため、以下の点に留意して対応にあたります。

【前日、及び当日のバス乗車前】

- 前日や当日に体温チェックを行い、出発前の健康状態の確認を徹底します。事前の体温測定や本人からの申し出により、体調不良と認められる者は、派遣対象としません。
- バス乗車前に、マスク着用と手指消毒を徹底します。

【バス移動時】

- バス車内は換気を徹底します。バス会社によると、5分程度で車内の空気が入れ替わります。
- バス乗車中は、マスクを着用して会話を控えるようにします。
- バス車内は、隣席を空けて乗車します。
- 対象農場の近隣に設ける拠点（県庁舎）に集合する方式を採用し、拠点までの移動を各自で行うことで、バス乗車時間をできるだけ減らします。

【着替え時】

- 脱衣テントや着衣テント内への入室人数を制限し、「密」になる状況を回避します。入口で順次入室するよう誘導します。また、入室時間はできるだけ短時間とします。

【防疫作業時】

- 防疫作業中は、防護服やマスクの着用等により、感染防止策を講じます。

【休憩時】

- 休憩テントは15分間に1回程度換気を行うようにします。
- 休憩場所でもマスクを着用することとします。

【防疫作業終了時】

- 防疫作業（殺処分）班班長が、動員者の健康状態を確認します。体調不良等により健康相談を希望する者は、必要に応じて保健所による健康相談を受けるよう勧めます。

三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部設置要綱

(主旨)

第1条 養豚生産者を始め県民に大きな影響を及ぼす豚熱又はアフリカ豚熱（以下「対象家畜伝染病」という。）が発生した際に、県の組織を挙げて、その被害の拡大防止と早期終息及び県民の不安解消等の総合的な対策を講じるため、「三重県豚熱・アフリカ豚熱対策本部」（以下「対策本部」という。）を設置する。また、県庁内に設置するものを「本庁対策本部」及び「ワクチン接種対策本部」とし、発生地各市町を所管する農林水産事務所（農林事務所、農政事務所）（以下「農林水産事務所」という。）に設置するものを「現地対策本部」とする。

2 対策本部の設置及び解散は次のとおりとする。

(1) 設置

ア 県内の豚及びいのししが動物衛生研究部門の確定検査で対象家畜伝染病と診断されたとき。

イ 隣接県で対象家畜伝染病に関する通報があり、県内に搬出制限区域が及んだとき。

ウ その他知事が必要と認めたとき。

(2) 解散

対象家畜伝染病の防疫措置が完了し、対象家畜伝染病の終息宣言を行ったとき。

(所掌事務)

第2条 本庁対策本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 県内における対象家畜伝染病の防疫対策に関すること。
- (2) 県民への情報提供に関すること。
- (3) 消費関連対策に関すること。
- (4) その他対策本部の設置目的を達成するために必要なこと。

(体制)

第3条 本庁対策本部は、A体制又はB体制の2段階の体制をとることができる。

2 体制については、第1条第2項(1)アの場合はA体制、第1条第2項(1)イの場合はB体制の2段階の体制とし、危機の推移及び対策の状況等により、対策本部の決定によって移行することができる。

(組織)

第4条 本庁対策本部は、本部長、副本部長、総括本部員、主任本部員及び本部員をもって構成し、別表1に掲げる職にある者を充てる。

2 本部長は、本庁対策本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時又は本部長が不在の時はその職務を代理する。

4 本庁対策本部の職務を実施するため、本部長が別に定める班を置くことができる。

(本庁対策本部員会議)

第5条 本庁対策本部は、情報共有、対応方針の検討等を行うため、対策本部員会議（以下「本部員会議」という。）を開催する。

- 2 本部員会議は、本部長が召集する。
- 3 本部員会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。
- 5 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

(危機管理統括会議)

第6条 本庁対策本部設置時において、危機事案について緊急かつ的確に対応すべき事項を具体的に検討するため、危機管理統括会議を開催する。

- 2 危機管理統括会議は、本部長が召集する。
- 3 危機管理統括会議は、統括本部員が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。
- 4 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第7条 本庁対策本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、本庁本部員会議からの指示事項の処理及び、連絡・調整等を行う。
- 3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 4 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は幹事長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 6 幹事長が必要と認めたときは、現地対策本部の職員、専門的知識を有する者、その他関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(関係副部長・次長会議)

第8条 本庁対策本部に関係副部長・次長会議を置く。

- 2 関係副部長・次長会議は、新たに発生する課題への対応を行う。
- 3 関係副部長・次長会議は、会長及び会員をもって構成し、別表2-2に掲げる職にあるものをもって充てる。
- 4 関係副部長・次長会議は会長が必要に応じて招集し、これを主宰する。
- 5 会長が必要と認めたときは、現地対策本部の職員、専門的知識を有する者、その他関係者の出席を求め、意見等を求めることができる。

(本庁各班)

第9条 本庁対策本部に班を置く。

- 2 班の組織構成は、別表3のとおりとし、各班は本部員会議及び幹事会の決定した方針に基づき現地対策本部と連携し所要の活動を行う。

(現地対策本部)

第10条 発生地の市町を所管する農林水産事務所に三重県豚熱・アフリカ豚熱現地対策本部（以下「現地対策本部」という）を置く。

2 現地対策本部の所管市町に隣接する制限区域のみを所管する農林水産事務所にあつては、現地対策本部と連携するものとする。

また、対象家畜伝染病が県外で発生し、制限区域のみが県内市町に及ぶ場合、現地対策本部は、その市町を所管する農林水産事務所に設置する。

3 現地対策本部の名称、所管区域は別表4のとおりとし、本庁各班と連携し、防疫対策等を実施する。

4 現地対策本部長は、発生地の市町を所管し、危機管理を所掌する危機管理地域統括監の職にある者をもって充てる。現地対策本部の組織構成例は別表5のとおりとする。

5 危機管理地域統括監は、農林水産事務所長と連携し、県地域機関、市町及び農業協同組合等に協議、依頼し、機関毎の班員数を確保することとする。

なお、対象家畜伝染病の現地対策には多数の人員を要することから、当該事務所管内で必要な確保ができない場合は、地域防災総合事務所（地域活性化局）の区域を超えた連携、協力を行うものとする。

(ワクチン接種対策本部)

第11条 ワクチン接種対策本部は、本部長及び本部員をもって構成し、別表6に掲げる職にある者を充てる。

2 本部長は、ワクチン接種対策本部を統括する。

3 ワクチン接種対策本部の職務を実施するため、別表7に定める班を置き、各班は本部員会議が決定した方針に基づき、所要の活動を行う。

4 本部員会議は、本部長が召集する。

5 本部員会議は、本部長が主宰し、その都度必要と認めた本部員で開催する。

6 本部長は、本部員のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

7 本部員は、本部長に対して本部員会議の開催を求めることができる。

(部会の設置)

第12条 本部長は、専門的助言を要する場合等必要に応じて設置することができる。

(事務局)

第13条 対策本部の事務局は、農林水産部に置く。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、対策本部、幹事会等の運営に関して必要な事項は、別に定める。

(附則)

この要綱は、平成19年5月14日から施行する。

(改正)

- | | |
|------|-------------|
| 一部改正 | 平成20年5月20日 |
| 一部改正 | 平成21年5月 1日 |
| 一部改正 | 平成23年5月 1日 |
| 全部改正 | 平成24年8月 1日 |
| 一部改正 | 平成25年5月29日 |
| 一部改正 | 平成28年4月 1日 |
| 一部改正 | 平成30年12月28日 |
| 一部改正 | 令和元年8月8日 |
| 一部改正 | 令和元年10月2日 |
| 一部改正 | 令和元年10月16日 |
| 一部改正 | 令和元年11月13日 |
| 一部改正 | 令和元年11月26日 |
| 一部改正 | 令和2年 4月 1日 |
| 一部改正 | 令和2年10月 1日 |
| 一部改正 | 令和2年12月29日 |

別表1 本庁対策本部員

(A体制)

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
	副知事
副本部長兼統括本部員	危機管理統括監
主任本部員	農林水産部長
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	国体・全国障害者スポーツ大会局長
	南部地域活性化局長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	出納局長
	企業庁長
病院事業庁長	
教育長	
警察本部長	

(B体制)

区 分	職 名
本部長兼統括本部員	危機管理統括監
副本部長兼主任本部員	農林水産部長
本部員	防災対策部長
	戦略企画部長
	総務部長
	医療保健部長
	子ども・福祉部長
	環境生活部長
	廃棄物対策局長
	地域連携部長
	国体・全国障害者スポーツ大会局長
	南部地域活性化局長
	雇用経済部長
	観光局長
	県土整備部長
	県土整備部理事
	出納局長
	企業庁長
病院事業庁長	
教育長	
警察本部長	

別表2 幹事

区 分	所 属	職 名
幹事長	農林水産部	副部長
副幹事長	防災対策部	危機管理副統括監
	農林水産部	次長（農産振興担当）
	農林水産部	CSF 対策プロジェクトチーム参事兼課長
	農林水産部	農林水産総務課長
幹事	防災対策部	防災対策総務課長、危機管理課長
	戦略企画部	戦略企画総務課長、広聴広報課長
	総務部	総務課長
	医療保健部	人権・危機管理監
	子ども・福祉部	人権・危機管理監
	環境生活部	環境生活総務課長
	地域連携部	人権・危機管理監
	農林水産部	人権・危機管理監
	雇用経済部	人権・危機管理監
	県土整備部	人権・危機管理監
	出納局	会計支援課長
	企業庁	施設防災危機管理監
	病院事業庁	県立病院課長
	教育委員会事務局	学校防災推進監
	警察本部	地域課長

別表2-2 関係副部長・次長会議

区 分	所 属	職 名
会長	農林水産部	副部長
会員	戦略企画部	副部長兼ひとづくり政策総括監
	医療保健部	次長
	環境生活部	次長（人権・社会参画・生活安全担当） 次長（廃棄物対策局）
	地域連携部	副部長
	雇用経済部	副部長
	県土整備部	副部長（公共事業総合政策担当）
	教育委員会事務局	次長（育成支援・社会教育担当）

別表4 現地対策本部の名称、所管区域

区 域 名	所 管 市 町
桑名	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、大紀町、南伊勢町、度会町
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲	尾鷲市、紀北町
熊野	熊野市、御浜町、紀宝町

※現地対策本部の名称： ○○（区域名）豚熱・アフリカ豚熱現地対策本部

別表6 ワクチン接種対策本部

区 分	所 属	職 名
本部長	農林水産部	CSF 対策プロジェクトチーム参事兼課長
本部員	農林水産部	CSF 対策プロジェクトチーム CSF 防疫対策班長
	農林水産部	家畜防疫対策監
	農林水産部	農林水産総務課長
	農林水産部	農産物安全・流通課長

別表7 ワクチン接種対策本部の組織構成

班名 (班長)	事務分掌	構成員
企画調整班 (CSF 対策プロジェクトチーム CSF 防疫対策班長)	<ul style="list-style-type: none"> ・国との調整 ・ワクチン接種プログラム作成 ・生体豚の出荷対応 ・関係者への説明、議会調整 等 	農林水産部 CSF 対策プロジェクトチーム 総務部 財政課長
獣医師体制整備班 (農林水産部家畜防疫対策監)	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師配置計画作成 ・資材確保 等 	医療保健部 医療保健総務課長
職員派遣班 (農林水産総務課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種の際の補助員配置計画作成 等 	農林水産部 人権・危機管理監
風評被害対策班 (農産物安全・流通課長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種後の風評被害対策 (ジビエ含む) 	農林水産部 フードイノベーション課長 農林水産部 畜産課長 戦略企画部 広聴広報課長 医療保健部 食品安全課長 環境生活部 消費生活監

別表3 本庁対策本部の組織構成

【本庁対策本部構成班】

班名(班長)	グループ名(リーダー)	事務分掌	関係機関等
総務調整班 (農林水産部副部長)	調整グループ (人権・危機管理監)	本庁対策本部事務局 防疫措置全体の総括管理 各ステージでの他部局への連絡 他部局等との調整 健康状況調査について総務部等と調整 自衛隊派遣要請、自衛隊リエゾン対応 自衛隊前進拠点連絡調整、指揮官送迎 家畜防疫員指揮補佐	農林水産総務課・関係課 総務部(人事課、福利厚生課、総務事務課) 医療保健部(医療保健総務課)、防災対策部(危機管理課) 団体検査課 中央農業改良普及センター
	総務・派遣支援グループ (農林水産総務課長)	防疫作業従事者の庁舎間連絡調整 現地対策本部の防疫作業従事者派遣計画による割振調整のため、本庁対策本部から現地対策本部へ職員を派遣(1名×2交代) 防疫に従事する防疫作業従事者の各庁舎集合場所から現地対策本部指定場所(送迎バス乗降所)までの運搬バス等調整 防護服着衣脱衣所の資材管理や補充等の現地スタッフ要員として本庁等から8人を選出し現地対策本部(防護服着衣脱衣所)へ派遣 家畜防疫員の宿泊手配	農林水産総務課、農林水産財務課、フードイノベーション課、農業研究所、中央農業改良普及センター、農業大学校、病害虫防除所、各農林水産(農林・農政)事務所、全部局等
	経理グループ (農林水産財務課長)	委託契約(消毒、交通規制等)に関する補助事務 支払いに関する事務 現地対策本部の経理等の支援として本庁対策本部から職員を現地対策本部へ派遣(1名×2交代)	農林水産財務課 総務部(財政課)、出納局
	情報収集グループ (農産園芸課長)	携帯電話、パソコン、ビデオ等の情報機材を手配・確保や情報環境不利益等の場合には機材の搬入・設置等 現地対策本部や発生農場での状況等を本庁対策本部に連絡調整するための連絡調整員を現地へ派遣(2名×2交代)	農林水産総務課、担い手支援課 農産物安全・流通課 中央農業改良普及センター
	報道対応グループ (農林水産政策・輸出促進監)	発生、防疫措置進捗状況等の報告や現地対策本部からの防疫措置状況写真・映像等の報道対応 殺処分第1班の報道各社撮影場所調整として職員を現地対策本部へ派遣 議会対応	農林水産総務課、戦略企画部(広聴広報課) 記者クラブ
防疫対策班 (農林水産部農産振興担当次長)	防疫指導グループ (家畜衛生班長)	防疫措置の進行状況の把握 手当金、負担金の申請 国、都道府県等との防疫措置に関する調整 国からの派遣者への対応 家伝法第9条に基づく消石灰の配布 発生農場に係る関係者への連絡 国、都道府県等への支援者派遣要請、連絡調整 県内獣医師の参加要請、調整 自衛隊派遣派遣要請に関する農林水産省への協議	畜産課、CSF対策プロジェクトチーム、担い手支援課、中央家畜保健衛生所、農林水産省(東海農政局・近畿農政局を含む)、他都道府県等 関西広域連合事務局
	資材管理支援グループ (畜産振興班長)	防疫機材(焼却時専用運搬車等)の手配調整 防疫資材(CO2ホウ酸、消石灰を含む)の広域的手配調整 現地対策本部の指揮命令系統内に入る職員を現地対策本部へ派遣(2名×2交代) 現地対策本部での防疫資材調達フォローアップ	畜産課、農産園芸課、畜産研究所、農業大学校、中央農業改良普及センター、農業基盤整備課、農林水産財務課、資材販売業者、農協等
移動規制班 (農林水産部農産振興担当次長)	移動規制グループ (家畜衛生班長が指名する職員(家畜衛生班))	移動制限区域や搬出制限区域の設定及び告示 消毒ポイントと焼却地出入り口の消毒装置の設置について現地対策本部との連絡調整や消毒業者等との委託契約 交通規制場所の把握及び解除の指示並びに県警察本部、道路管理者、警備業協会との調整	畜産課、担い手支援課、県土整備部、県警、道路管理者、警備業協会等
焼却対策班 (埋却:農林水産部農産振興担当次長)	埋却支援グループ (農業基盤整備課長)	埋却地における掘削支援 埋却工法の調整 埋却活動の支援	農業基盤整備課、関係市町、三重県建設業協会等
	焼却支援グループ (家畜衛生班長が指名する職員(家畜衛生班))	焼却処分に係る協定団体との調整 焼却方法の調整 焼却活動の支援	畜産課、関係市町、三重県産業廃棄物協会
健康対策班 (総務部行政運営副部長)	健康管理支援グループ (福利厚生課長)	防疫作業従事者(県職員)等に対する労働安全衛生法に基づく健康管理に関する業務実施 医療関係機関等の支援態勢に関する調整	総務部(総務課、福利厚生課) 医療保健部(医療保健総務課) 病院事業庁(県立病院課) JA三重厚生連、三重県病院協会
交通規制対策班 (県土整備部道路整備担当次長)	交通規制支援グループ (道路管理課長)	地域における交通規制の支援	県土整備部(県土整備総務課、道路管理課)
消費者対策班 (農林水産部農産振興担当次長)	消費者対策グループ (農産物安全・流通課長)	風評被害等の対策 Q&Aの作成	農産物安全・流通課、フードイノベーション課、医療保健部(食品安全課)、環境生活部(環境生活総務課、くらし・交通安全課)、教育委員会事務局(保健体育課)
経営支援対策班 (農林水産部農産振興担当次長)	経営支援グループ (担い手支援課長)	発生農場及び発生に伴う経営安定のための支援・指導 雇用経済部との連携による発生農場ならびに影響を受けた関係者への金融支援等	担い手支援課、畜産課、農産園芸課、雇用経済部(中小企業・サービス産業振興課、雇用対策課)

※家畜防疫対策班…各班への技術的助言を行う。
また、各家保で行う防疫対応の緊急調整及び家畜防疫員配置調整も併せて行う。

別表5 現地対策本部の組織構成

【現地対策本部員会議】

本部長	危機管理地域統括監		
副本部長	農林水産事務所長、家畜保健衛生所長		
本部長	県地域機関の長、警察署代表、関係市町代表、農業協同組合代表等		
【現地対策本部構成班】			
班名(班長)	グループ名(リーダー)	事務分掌	関係機関等
総務調整班 (農林水産事務 所長)	総務グループ (総務企画室長*) ※所属の状況に応じて、 農林水産事務所内の室長 又は課長を充てることと する。	防疫措置全班的総括管理及び本庁報道対応への協力 市町、関係団体及び各班の連絡調整 現地対策本部の事務局 防疫作業時における自衛隊との連絡窓口 消毒ポイント10箇所(各2名×2交代)、農場出入口(2名×2交 代)、焼埋却地出入口(2名×2交代)の消毒要員の派遣(48名) 交通規制場所5カ所(各2名×2交代)の要員派遣要請((20名) 住民説明会の開催と班長の出席 道路占用許可申請及び道路使用許可申請 本庁対策本部より経理支援のための職員の受入れ(1名×2交代)	市町、警察署、農 協等
	派遣支援グループ (総務企画室長*) ※所属の状況に応じて、 農林水産事務所内の室長 又は課長を充てることと する。	派遣者の受付、けが急病等搬送手配等の対応 現地集合場所から発生農場付近送迎バス乗降所への送迎手配 農場内の防疫作業従事者の入れ替え管理 防護服着脱所における資材管理、補充等現地スタッフ要員として、 本庁等から選出した8名に対する作業割当とその支援 本庁対策本部より防疫作業従事者の連絡調整及び割振り調整員の受 入れ(1名×2交代)	市町、医療機関、 公共交通機関等
	情報収集グループ (総務企画室長*) ※所属の状況に応じて、 農林水産事務所内の室長 又は課長を充てることと する。	情報機材(携帯、PC、DV等)の設置 発生農場及び焼埋却地での記録(カメラ・ビデオ)撮影と本部への 提出 殺処分第1班の撮影場所設営・報道関係者誘導 農場内の措置進捗情報の連絡員派遣、本庁対策本部への定期報告 本庁対策本部より取材対応(殺処分第1班の共同撮影調整)のため の職員受入れ 本庁対策本部より現地対策本部員スタッフとして職員の受入れ(2名 ×2交代)	市町、報道機関等
	資材管理グループ (農政室(農政・農村基盤 室)長)	防疫機材・資材の発注と在庫管理、CO2ポンプ等の運用 防疫服着脱所、防疫資材集積場所、救護所等の設営 防疫資材の検収と現場への搬送 1、3、10km消毒ポイント設営、農場・焼埋却地出入口を含む消毒用 資材等の補充等管理 家畜防疫員詰所、ストーブ、発動機等の防災拠点から農場への運 搬、農場内簡易トイレの運搬、防疫フェンスの手配 防疫措置終了後の資材回収 本庁対策本部より現地対策本部員スタッフとして職員の受入れ(2名× 2交代)	市町、農業協同組 合、資材販売業、 建設業協会、イベ ント設営業者、人 材派遣業等
防疫対策班 (家畜保健衛生 所長(支所 長))	防疫対応グループ (家畜保健衛生所副所長) ※紀州地域は、南勢家保副所長又 は課長を基本とする。なお、発生 状況によっては、各地域とも家畜 防疫対策監と協議をし、グループ リーダーを変更する。	発生農場における防疫措置 と殺指示書の交付 国緊急支援チームの対応 発生農場の疫学調査 国疫学調査チームの対応 農場夜間駐在 農場家畜防疫員詰所の設営	国等
	家畜評価グループ (家畜保健衛生所課長)	疑似患者等の評価	市町、農業協同組 合、農業共済連合 会等
移動規制班 (家畜保健衛生 所長(支所 長))	検診グループ (家畜保健衛生所課長)	制限区域内の豚の検診	市町、農業協同組 合等
	移動規制グループ (家畜保健衛生所課長)	移動制限区域の設定 消毒ポイントの設定と道路管理者との調整 交通規制に関し所轄警察署及び道路管理者との調整	市町、警察署、道 路管理者等
焼埋却対策班 (農林水産事務 所長) (副班長:家畜保 健衛生所長(支 所長))	埋却対策グループ (農村基盤室長、 農政・農村基盤室長)	埋却作業等の委託等発注と管理、運用 埋却地における埋却溝の面積算定等、掘削指導 埋却場所への搬入経路確保 埋却活動の企画立案 住民説明会への出席(埋却に関する技術的説明) 焼却活動の支援	市町、建設業協会 支部等
	焼却対策グループ (家畜保健衛生所課長)	焼却活動の企画立案 焼却作業の管理、運用	市町、産業廃棄物 処理業者等
交通規制対策班 (建設事務所長)	交通規制グループ (総務・管理室長、保全 室長)	交通規制場所の設営 交通規制場所の管理・運営	市町、警察署、道 路管理者等